

令和7年5月9日

第23回水俣市農業委員会

第23回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和7年5月9日
 - 開会 9時30分
 - 閉会 9時45分
- 3 出席委員

農業委員	13名	1番 坂本 隆司 君	8番 西本 和代 君
		2番 竹下 正治 君	9番 戸次 治夫 君
		3番 中村 清治 君	10番 稲田 祐市 君
		4番 金田一充章 君	11番 廣島 康雄 君
		5番 洲上 正嗣 君	12番 前田 仁 君
		6番 寒川 勝 君	13番 山下 隆敏 君
		7番 山内 英明 君	14番 鬼塚 浩三 君
推進委員	14名	15番 宮森 功房 君	22番 池田 郁雄 君
		16番 蒔元 政廣 君	23番 松本 公昭 君
		17番 竹本 義幸 君	24番 森下 義孝 君
		18番 嶋田 一成 君	25番 坂口 新一 君
		19番 岡本 成道 君	26番 山口 初憲 君
		20番 中村 幸充 君	27番 古里 君廣 君
		21番 鐘ヶ江鼓子 君	28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員

農業委員	0名
推進委員	0名
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選出
 - 第2 議題76号 農地法第5条の許可申請について
- 6 農業委員会事務局

局 長	山村 良一
主 幹	遠山 悦史
主 任	竹下 侑志
主 任	山本 千夏

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第２３回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、１４名です。 よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、７番、山内委員、８番、西本委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、１４名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、８番、西本委員をお願いします。
８番委員 (西本和代君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。
議 長	続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局 (遠山悦史君)	報告事項について、御説明、申し上げます。 報告事項（１）農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、１ページになります。 １件ございます。 転用目的は、記載のとおりです。 表の左から２列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から２列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 こちらは、令和２年に住宅及び倉庫はすでに完成し、報告を受けておりましたが、当初の計画では、隣接農地との境界にフェンスを設置することになっていたものが、設置されていなかったため、完了となっておりますでした。 これまで、フェンス設置について事務局より指導を行ってまいりました。 この度、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、フェンスも設置され許可内容のとおり工事が完了していたしましたので御報告申し上げます。 次に、報告事項（２）合意解約通知について、でございます。 議案書は、２ページからになります。 ４件でございます。 貸人、借人、土地の所在等は、記載のとおりです。 解約の理由につきましては、１番が、高齢により農業を縮小する

	ため、2番、3番、4番は、当該農地を自己管理するため、合意解約するものでございます。 場所につきましては、4ページから6ページをご覧ください。 次に、報告事項（3）許可不要転用について、でございます。 議案書は、7ページになります。 1件でございます。 届出人、土地の所在、地目は、記載のとおりでございます。 1筆です。 面積、及び転用面積は、記載のとおりです。 理由は、記載のとおり、収穫した野菜の選別・洗浄等の作業場、農業用機械置場、農具用倉庫のためでございます。 届出が未提出であったため、地区担当農業委員及び推進委員の指導により、この度、提出していただきました。 場所については、8ページをご覧ください。 9ページには、見取り図を添付しています。 住宅に隣接して設置されています。 次に、報告事項（4）許可の取り下げについて、でございます。 議案書は、10ページになります。 1件でございます。 こちらは、議案書記載のとおり、転用許可が出ておりましたが、事業実施が困難であり、譲受人以外の者が個人住宅を建築するため、当該地を譲りたいとの相談がございました。 県へ相談しましたところ、許可の取り下げを行い、新たな譲受人から5条許可の申請するよう助言をいただきました。 そこで、この度、譲渡人・譲受人から許可取り下げの申出が提出されました。 場所については、11ページをご覧ください。 なお、許可の取り下げとなった農地につきましては、後程、議第76号において、御審議いただくこととなっております。 以上で、報告事項を終わります。
議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第76号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議 長	はい、2番、竹下委員をお願いします。
2番委員	議案書13ページをご覧ください。 議第76号、農地法第5条の許可申請について説明いたします。 譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。

	先程、報告事項（４）にありました場所の件です。 土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳は田、現況は畑です。 面積は、２筆合わせて２７４㎡です。 転用目的は個人住宅で、現在アパートに住んでいるが、手狭となり申請地に住宅を建設することになったということです。 施設概要、資金計画は、議案書に記載のとおりです。 申請地の農地区分は、運用通知の各号により、第３種農地と判断されます。 所有権移転です。 申請地は、１４ページをご覧ください。 譲渡人の敷地の中にあります。 現地調査を、４月３０日に事務局と譲渡人の代理人、行政書士、宮森推進委員の６人で行いました。 申請地の周辺は、宅地化されており、隣接する畑がありますが、住宅を建築しても被害はないと思われます。 家庭排水につきましては、給水は市の上水道、雨水、排水は、雨水枳に集水し、市の下水道へ、生活排水、汚水は、市の下水道へ放流されることになります。 現地調査の結果、農地法第５条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建築しても問題ないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	（なしと言うものあり）
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
９番委員 （戸次治夫君）	はい。
議 長	はい、９番、戸次委員。
９番委員	お伺いします。 場所が場所ですので。 土地代のことです。 田で売られたのか、畑で売られたのか、その他でしょうか。 売手と買手の相談の上で決まった価格でしようが、その点をお伺いしたいです。
議 長	はい、事務局。

事務局	こちらほうは、今回住宅を建設するにあたりまして、計画書の中で、この金額が書いてありますので、話し合いの上でこの金額になったと思われます。 事務局のほうに、特に相談等はありませんでした。
9 番委員	水俣市での農地の売買価格を、以前、書類等で貰っていたと思いますが、それとはまた関係ない状況で進んでいて、丸く収まればそれでいいんですか。
議 長	これは5条申請で、宅地での売買になりますので。 3条なら農地から農地への売買です。
9 番委員	貰った価格は、5条申請では対応は無しということですね。
議 長	5条申請では決まりがない。
9 番委員	では、現況が宅地という形ですね。
議 長	現況ではなく、取引が5条申請です。
9 番委員	これは、宅地と書いていいんじゃないですか。
議 長	いや、まだ農地です。 家を建てるのを目的で、5条申請で出してあるので。 自分の農地に家を建てる場合は、4条申請を出さなければいけない。 農地を農地として使うなら、3条申請。 申請が違います。
9 番委員	5条申請では、価格は双方で決める事しか出来ないですね。
議 長	3条申請でも、出し手と受け手の話し合いじゃないですか。
9 番委員	分かりました。 これで、買い手が納得していれば。
議 長	単価は農業委員が関わることは出来ません。
9 番委員	買う時にいくらかいか、相談があっていたようなので、どうすればいいのかなと。
議 長	農地の場合は、標準というか決めてあるので、これくらいで取引がありますよと、教えることは出来ますよね。

	宅地はわかりませんよね。
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第 7 6 号、農地法第 5 条の許可申請について、は農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 7 6 号、農地法第 5 条の許可申請について、は許可書を交付することに決定します。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第 2 3 回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第 7 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員